

ハウスプラスすまい保険 / 既存住宅・リフォーム向け瑕疵保険
住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書発行サービス（保険同等検査）
適用除外申請について

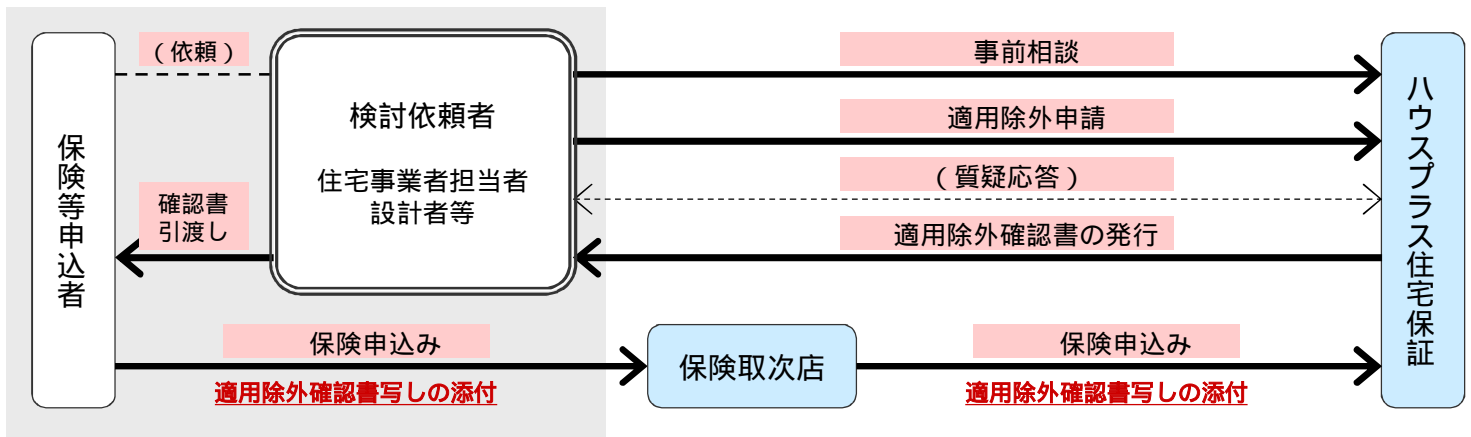


・適用除外申請について

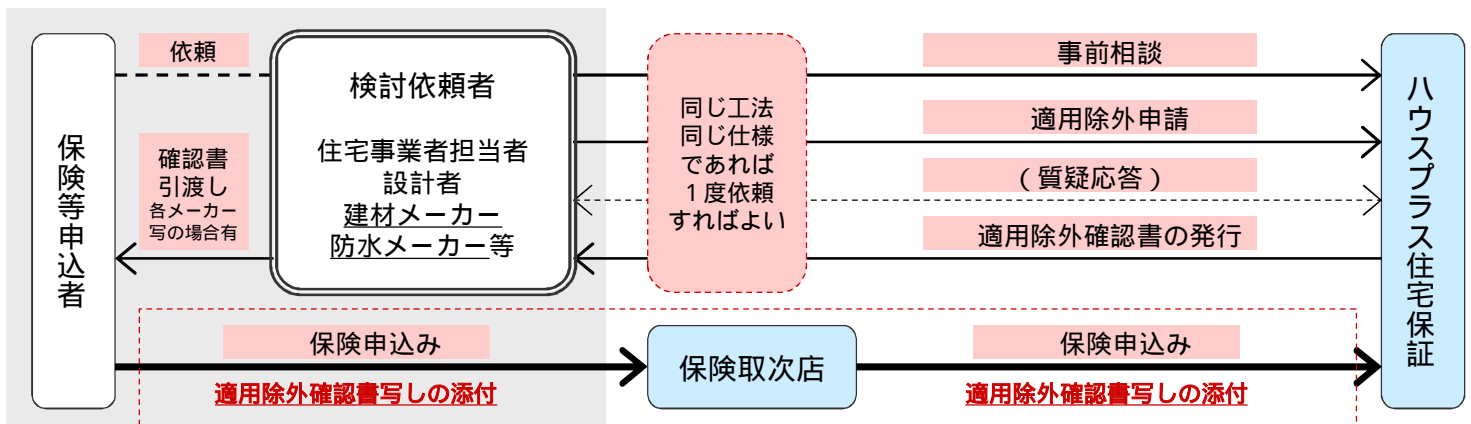
それぞれの保険等業務における設計施工基準、改修設計施工ガイドライン（以下、「設計施工基準等」とします）は、当社の付保住宅として遵守しなければならない基準です。
しかし、設計施工基準等により難しい工法・仕様を用いて弊社の保険を利用される住宅も少なからずあります。その為、「適用除外申請」をご申請いただき、設計施工基準等で定める内容と同等以上の性能があることを確認した上で、保険の引き受けを行っております。これらの手続きを「適用除外申請」と呼んでいます。
（ハウスプラスすまい保険 設計施工基準第1章第3条本基準により難しい仕様 により「3条申請」ということありましたが、今後は「適用除外申請」に統一させていただきます。）

・適用除外申請の流れ

（1）個別物件毎の「個別適用除外申請」



（2）特定の工法・仕様等に対してご申請をいただく「包括適用除外申請」



同じ工法・仕様等の場合、先に取得している包括適用除外依頼手続きによる包括適用除外確認書の写しを添付することにより、～ の手続きを申込み毎に行う必要がありません

・申請必要書類

お手数ですが、下記書類を郵送にてお送り下さい。

- ・適用除外検討依頼書 2部
- ・適用除外部分が確認できる図書 2部
- ・同等以上の性能があることを証明する図書・資料 2部

送付先

〒108-0014
東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階
ハウスプラス住宅保証株式会社 技術総括部
「適用除外に関する検討依頼担当」宛